## 「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に対する意見募集 提出された意見の概要と総務省の考え方 🛛 別紙3

項	B	意見概要	総務省の考え方	意見提出者
		既存使途の歳出の効率化について賛成。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	JSAT MOBILE Communication(株)、NHK、NTT西日本(株)、イー・モハ・イル(株)、(株)エヌ・ティ・ティト・コモ、関西テレビ放送(株)、(株)マルチメディア放送、スカパーJSAT(株)、NTT東日本(株)
		電波利用料について、3年毎の見直しにこだわらず、継続的に見直しを行うべき。	電波法では、少なくとも3年毎に見直し・検討する旨規定されておりますが、これまでも状況に応じてそれよりも短い期間での見直しも行ってまいりました。今後とも適宜適切に見直しを行ってまいります。	関西テレビ放送(株)
	地デジ経費を含め既存 使途の歳出の効率化	歳出増加に歯止めをかける仕組みを設けた上で、可能な限り予算規模の縮減に努めるべき。	既存使途の歳出の効率化を図るとともに、電波利用ニーズの急速な拡大・多様化に適切に対応していくことが必要であると認識しています。 ご意見は、今後、具体的な検討を進めていくに当たり、参考とさせていただきます。	(株)TBSデジオ&コミュニケーションズ、テレビ朝日(株)、 (株)TBSデレビ
		極力歳出の抑制に努め、現行の規模を維持すべき。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	UQコミュニケーションズ(株)、(株)エス・ティ・ティ・ドコモ、(社)電子情報技術産業協会、KDDI(株)、(社)情報通信ネットワーク産業協会、(株)FM東京
1 電波利用料 の予算規模等 について		地デジ移行対策経費が年間100億円程度増額する根拠が不明確。	2011年7月のアナログ放送の終了を迎えるにあたり相談体制の強化 ・、低所得世帯・の受信機器支援等、視聴者の方が地デジを受信す るための支援策の集中的な実施が必要となります。このため、地デジ 移行対策経費については、次期料額の適用期間中は後年度負担分を 含め、今年度よりも約100億円程度多い約340億円程度の負担が密定 されております。	個人
	歳入と歳出の差額について	歳入と歳出の差額が生じないようにすることに賛成。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	JSAT MOBILE Communication(株)、NTT西日本 (株)、テレビ朝日(株)、イー・モッイル(株)、関西テレビ 放送(株)、社計情報通信ネットワーク産業協会、スカ パーJSAT(株)、NTT東日本(株)
		地上デジタル放送への移行完了後は当該分の事業経費を減額した規模で運用されるべき。	地デジ移行対策経費は、国庫債務負担行為により必要な予算を確保しており、次期料額の適用期間中は後年度負担が発生することになりま ま、その経費も含め、電波利用ニーズの急速な拡大・多様化に適切に 対応するために必要な事業規模を確保することが必要と考えます。	(社)福岡防災無線協会、(株)秋田放送、(社)電子情報技術産業協会
		歳入が歳出を上回る場合には、遠付や料額の減額などの形で納付者に還元すべき。	まずは平成23年度以降は歳入と歳出の差額が生じないようにすること が必要であると認識しています。その上で、必要が生じた場合には、適 宜適切に料額の見直しも含めた検討を行うことになると考えます。	JSAT MOBILE Communication(株)、KDDI(株)、日本テレビ放送網(株)

		携帯電話等のトラフィック増大等に対処するために新たな支援スキームを導入することに賛同。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	朝日放送(株)、イー・モハイル(株)、(株)、七ん放送、(株) エネ・ティ・ディド・コモ、(株)ニッポン放送、KDDI(株)、ソフトパンクモバイル(株)、(社)情報通信ネットワーク産 業協会
	(1) 周波数再編の促 進	新たな支援スキームとして、再編対象の無線設備の未償却残高、新たな無線局の構築に対する補 助を導入すべき。	現在、総務省で開催している「ワイヤレスブロードバンド実現のための 周波教検討ワーキンググループ」の検討状況等も踏まえつつ、今後、 支援内容の具体的な検討を進めていくに当たり、参考とさせていただき ます。	NTT東日本(株)、(株)ニッポン放送
		周波数再編促進の支援スキームの検討は、予算規模の肥大化につながる恐れがあるため、関係 者の意見を充分聴取して慎重に進めるべき。		札幌テレビ放送(株)、朝日放送(株)、(社)情報通信ネットワーク産業協会、譲資テレビ放送(株)
		電波の共同利用を促進するための施策を実施することに賛成である。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	朝日放送(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、(社) 情報通信ネットワーク産業協会
		ホワイトスペースの活用にあたっては、混信回避のためのシステム構築に必要な調査・開発費等を 使途として追加すべき。	ホワイトスペースを活用するためには、研究開発、技術試験事務の推	テレビ朝日(株)
	(2)電波の共同利用の促 進	使途拡大のおそれがあることから、使途はホワイトスペースの活用のための研究開発に限定し、特 区等の事業運営等の費用に充当すべきではない。	進、電波の利用状況の情報提供が必要と考えます。ご意見は今後具体的にこれらの検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。	ソフトパンクモバイル(株)
		ホワイトスペースを活用する受益者の負担をまず考えるべき。事業仕分けをして本年度より歳出を 1割以上削減するべき。	ホワイトスペースを活用するためには、電波の利用状況の情報提供、研究開発等の推進が必要と考えます。ご意見は今後具体的にこれらの検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。	個人
		電波の公平かつ効率的な利用確保の観点及び電波技術に関する国際競争力確保の観点から、重 点的に行うべき。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	朝日放送(株)、NTT東日本(株)、NTT西日本 (株)、KDDI(株)、(社)情報通信ネットワーク産業協 会、スカパーJSAT(株)
		研究開発、実証実験、国際標準化の推進は、次世代に向けても重要なものと認識はしているが、 従前通り精査を行いおおよそ5年以内に実現可能なものに絞って取り組むべき。	ご指摘の点は電波法に規定されておりますので引き続き制度に沿った 形で施策を進めてまいります。	イー・モハ・イル(株)
		モバイル分野のトラフィックの増大に対し、電波資源の拡大や周波数有効利用率の向上のため、長期的な視野に立った研究開発が重要であり、対象となる技術を拡張することが必要。	電波法においては、周波数を効率的に利用する技術等として概ね5年 以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた 研究開発を使途として規定しているところです。ご指摘の長期的な視野 に立った研究開発については、電波利用料により実施することが適当 かどうか十分な検討を行うことが必要であると考えます。	(株)エス・ティ・ティ・ドコモ
電波利用料 使途について			電波利用料で実施できる事務は、電波法に規定されております(第103 条の2第4項)。また、各事務の実施状況についても毎年公表しておりますが、ご指摘の趣旨は今後とも留意してまいります。	(社)電子情報技術産業協会、関西テレビ放送(株)
		歳出の効率化を図るため、不法・違法局の出現を未然に防止するための施策を検討すべき。	ご意見は今後の電波行政の推進に当たり、参考とさせていただきます。	KDDI(株)
			地デジ移行対策については、2011年7月以降も、ご示唆のとおりデジタル混信対策や辺地共聴施設の改修補助等、いくつかの対策は引き続き実施していくことを想定しております。	テレビ朝日(株)

	_			
		地上放送のデジタル化は国策であり、その受益者は国民全体であることから、「地上デジタル放送 総合対策」は使途として適切であり、これまでどおり十分な予算が確保されるよう要望する。	地上デジタル放送への移行対策につきましては、無線局全体の受益となることから、電波利用料料源で実施しているものです。所要の予算を確保するとともに、他の施策と同様、歳出の効率化にも努めてまいりたいと考えております。	(株)TBSテレビ
		「光の道」整備のため大きな役割を果たすと考えられるワイヤレス・ブロードバンドの普及のため、 そのエリア整備に電波利用料を活用して頂きたい。	ご意見は今後の詳細検討に当たり、参考とさせていただきます。	UQコミュニケーションス <sup>*</sup> (株)
(4	4)その他の意見	平成23年7月の地上デジタル放送完全移行後に展開する「207.5MHz以上222MHz以下の周波数帯域における携帯端末向けマルチメディア放送」について、電波資源の有効利用の観点からその認定事業者が事業を遅滞なく開始できるように、地上デジタル放送総合対策として以下のとおり環境整備支援していただきたい。 デジアナ変換の実施世帯等に対して、マルチメディア放送の開始時に当該周波数帯域において発生するおそれがある受信障害問題の対策に関する事前周知活動への支援	ご意見として承りますが、ご示唆の施策は、地上デジタル放送への移行施策のひとつと見なすことは困難であると考えます。	(株)マルチメディア放送
		都市部で受信状態の悪い中波ラジオについては、電波利用料を使用して、難聴取解消等のために 整備事業を行うことを検討すべき。	ご意見は今後の電波行政の推進に当たり、参考とさせていただきます。	朝日放送(株)
		「周波数再編の促進」や「電波の共同利用の促進」に関しては、TV等の受信・共聴設備と新たな周波数を利用する移動通信システム等との間に係る干渉対策等についても使途の範囲とすべき。	ご意見は今後の電波行政の推進に当たり、参考とさせていただきます。	KDDI(株)
		条件不利地域の地上デジタル放送の電波カバーのために、携帯電話エリアの格差是正と同様に 一定期間の支援を要望する。	地上デジタル放送への移行対策のひとつとして、条件不利地域におけるデジタル放送中継局設置支援を実施しております。	日本テレビ放送網(株)
		電波の共同利用の促進については、環境整備のために必要な研究開発を実施するという電波利 用料の使途の観点に加え、料額の算定においても、共同利用の促進に資する無線局からの徴収 額を滅じる等の負担軽減化により、一層の促進を図ることも有効。	周波数を複数の無線システムで共用している場合は、電波利用料の料 観算定において、一定の配慮をしております。ご意見は今後の詳細検 討に当たり、参考とさせていただきます。	スカパーJSAT(株)
		電波の安全性に関する調査研究と成果の公表については、国が主体となり継続して行うべき。	電波の人体等への影響に関する調査については、電波法に使途として 規定されており、今後も継続して実施すべきと考えます。また、各事務 の実施状況についても毎年公表しているところです。	
		電波の経済的価値を一層反映させるために使用帯域幅に応じた負担部分を拡大することは 不適当。		札幌テレビ放送(株)、NHK、(株)TBSデジオ&コミュニケーショス、(株)テレビ東京、(株)TBSデレビ、東海・ル 放送(株)、(株)ニッポン放送、中京テレビ放送(株)、 日本テレビ放送網(株)、(社)民間放送連盟
		使用帯域幅に応じた負担部分を拡大することにより、料額が大幅増加となる場合には、激 変緩和の措置を講じるべき。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	イー・モバイル(株)、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、 (社)民間放送連盟、関西テルビ放送(株)、日本テレビ 放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)、スカパー JSAT(株)、中部日本放送(株)
		電波の経済的価値を反映させるという基本方針に賛成。		(株)ウィルコム、KDDI(株)

	使用帯域幅に応じた負担部分の拡大は、料額が大幅に増加しないことが大前提。		テレビ朝日(株)
一層の反映	電波の経済的価値の反映という考え方については、一定の理解はできるものの、電波利用 の目的は多種多様であり、慎重かつ十分な検討と国民的な理解が必要と考える。	総務省では、今後、基本方針を十分に踏まえ、新料額の具体的な検討 イ を行っていく予定です。その際に参考にさせていたださます。	(社)電子情報技術産業協会
	事業規模の大きい事業者の負担が軽減され、それが零細な事業者に転嫁されるべきではな		個人、イー・モパイル(株)
	Missin Medico 反映方法として、「3GHz~6GHz以下」と「~3GHz以下」の区分に加え、1GHzを新たな関値として、料額設定すべき。		イー・モハ・イル(株)
	他システムとの干渉問題で運用制限がかかっている周波数帯については、その経済価値を 勘案して減免措置の適用を希望。		(株)ウィルコム
	無線局の混雑度については、3GHz以下と3GHz超GGHz以下との比が10:1とあるが、3:1を採用すべき。		ソフトパンクモバイル(株)
	地方自治体や組合が設置するギャップフィラーの料額は低廉化すべき。		岩手県、岩手県一戸町、岩手県一関市、岩手県3 石市、テレビ朝日(株)
(2)無線局毎の料額体系	無線局数で按分して負担する部分について、無線局数での均等割する方針に賛成。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	JSAT MOBILE Communication(株)、NHK、イー・モハ ル(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ト'コモ、KDDI(株)
の簡素化	WIMAX方式については、SIM方式と同様に、無線局単位でなく契約単位で電波利用料を賦課すべき。	今後、基本方針を十分に踏まえ、新料額の具体的な検討を行っていく 予定です。その際に参考にさせていただきます。	UQコミュニケーションズ <sup>*</sup> (株)
	マルチメディア放送(V-Low/High)にも放送と同様の特性係数を適用すべき。	マルチメティア放送については、他の免許人以上に多額の費用を要する地上デジタル放送終行対策の受益に対する負担を行うことが適当であることから、基本的に新たに特性係数の適用を行わないことが適当であると考えます。	札幌テレビ放送(株)、(株)FM大阪、朝日放送 (株)、(株)FM東京、(株)TBSデジオ&コミュニケーションズ (株)TBSテレビ、(株)エポン放送、(株・マルチメデ ア放送、ソフトパンクモバイル(株)
	現在適用している特性係数を基本的に維持するとの方針には賛同。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	札幌テレビ放送(株)、(株)FM大阪、電気事業連 会、朝田放送(株)、NHK、(株)FM東京、(株)TES ジオム3:13-7-23.7、(株)テレビ制日(株)、(株)フト レビ東京、(株)文化放送、(株)TBSテレビ、(針)民 放送運盟、関西アい放送(株)、東第中に放送(株) (株)ニッポン放送、中京テレビ放送(株)、日本テレ 放送網(株)、前頭テレビ放送(株)、中部日本放送 (株)
	中期的な特性係数の見直しにあたっては、関係者の意見を充分踏まえ、慎重に議論すべき。	ご指摘のとおり、特性係数の見直しについて検討を行う際には、関係 者の方々の意見を十分に踏まえ慎重に議論することが重要であると考 えています。	テレビ朝日(株)、(株)テレビ東京、(株)文化放送 (株)TBSテレビ、関西テルビ放送(株)、東海テルビ放送 (株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)
	完全デジタル化移行により、地上テレビ放送の使用帯域幅は減少するので、負担額は大幅な減額 となるべき。	ご意見のとおり地上テレビ放送の使用帯域幅は、次期料額の適用期間 中に漸減いたします。一方で、電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大することと なります、電波利用料の料鎖は、これらの要因を踏まえて決定されるも のとご理解いただければと存じます。	札幌テレビ放送(株)、テレビ朝日(株)、中京テレ 放送(株)、日本テレビ放送網(株)
	マルチメディア放送(V-Low帯)については、制度整備を踏まえた上で公共性の度合いを勘案し、特性係数導入の必要性を判断すべき。		(株)文化放送
	事業立ち上げ時期における電波利用料の負担軽減措置の導入を希望。	を行っていく予定です。その際に参考にさせていただきます。	札幌テレビ放送(株)、(株)TBSラジオ&コミュニケーション ズ、UQコミュニケーションズ(株)、(株)ニッポン放送、(株 マルチメディア放送、メディアフロージャハン企画(株)
	災害対策用、ルーラル地域で利用する無線局に対する減免措置を含め、現行の利用料額の据え		

3 電波利用料 の料額について		携帯事業者、放送事業者の負担の比較にあたっては、テレビ受信機が無線局ではなく電波利用 が課されていないといった構造的違いを考慮すべき。	総務省では、基本方針を十分に踏まえ、今後、中期的に特性係数の見	(株)TBSテレビ、日本テレビ放送網(株)、中部日本 放送(株)、中京テレビ放送(株)
の料鎖について	-	特性係数の中期的な見直しに当たっては、衛星ンステム特有の技術的特性を考慮すべき。	直しについて検討する予定です。その際に参考にさせていただきます。	スカパーJSAT(株)
		特性係数を中期的に見直していくことについて賛同。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	(株)エヌ・ティ・ティ・ト'コモ、KDDI(株)
		放送に適用されている特性係数は早期に見直し検討を行い、廃止すべき。	総務省では、基本方針を十分に踏まえ、今後、中期的に特性係数の見 直しについて検討する予定です。その際に参考にさせていただきます。	イー・モパイル(株)
		ラジオ局については、厳しい経営状況を考慮した料額設定とされるべき。		(株)FM大阪、(株)FM東京
		非常通報用無線について、滅免措置を設けるべき。		(社)東京防犯無線協会、(社)福岡防災無線協会、 (社)京都府防災無線協会
	(A) 1 0 M 0 A B	地デジルによる空き周波数帯での新たな利用料収入が想定されるので、既存事業者の負担はそ の分軽減されるべき。	-	個人
	(4)その他の意見	大都市を放送対象地域とする県域放送局を中京広域圏、近畿広域圏の広域放送局と同等に扱う ことは公平観に欠けている。		東京メトロポリタンテレビジョン(株)
		ホワイトスペースについては無線局数で按分して負担する部分のみの徴収としていますが、現時点 でその料額の考え方を確定することは時期尚早であり、当面は、同様な無線局の種別や利用形態 に合わせて料解を定め徴収することが適当である。将来的には、電波利用料の使金に加えたサイ イトスペースの活用を図るために必要な施策の実施のための経費の負担割合は、ホワイトスペー ス利用局に重み付けし割振る検討も必要。	ホワイトスペースを活用する無線局については、基本方針案にあるとおり、狭小なエリアや閉空間等での利用が想定されること等を考慮して、	テレビ朝日(株)
		「ホアイトスペースについては、(中略) 無線局数で按分して負担する部分(b群相当部分)のみを 確収」という方針について賛同。 なお、同様の観点から、他の無線システムと同一の周波数帯域を共用している無線システムにお ける無線局が、共口ている他の無線システムへの電波干渉を与えないこと等を条件に免許を得 でいる場合においても、当該無線周(或いは、そうした条件を付された帯域相当分)からはお評相当 部分のみを徴収する等の措置を譲じることが電波の有効利用に質すると考える。	無線局で按分して負担する部分のみを徴収することとしたものです。料 額につきましては、他の無線局と同様、今後の普及状況等を踏まえつ つ、適時適切に見直してまいります。	スカパーJSAT(株)
		b群の比率の低減は電波全体の安全運用に関わる電波利用共益事務の質の低下をまねくか、全体の予算規模の増加に繋がることが懸念される。現行の電波利用料負担の割合を変更する合理的理由を明確にすべき。	総務省としては、関係者ヒアリング等を踏まえてとりまとめられた専門 調査会の結論である基本方針案を尊重し、電波の経済的価値を一層 反映させる観点から、使用帯域偏に応じた負担部分を拡大することが 適当と考えます。基本方針架にもありますとおり、既存使途の歳出の効 率化に努めることで予算規模の増加を極力抑えるとともに、電波利用 共益事務の質の低下をまねくことがないよう努めてまいります。	(株)文化放送
		既にサービス停止日まで定め、その期日を利用者に通知しているシステムについては、負担拡大 はそのままサービス停止日の前倒しを余儀なぐされることとなり、利用者に太きな迷惑をかけること となる。したがって、こうした無線システムに対する負担拡大については適用除外として頂きたい。	ご意見は、今後の詳細検討に当たり、参考とさせていただきます。	(財)日本移動通信システム協会
		特性係数は法令化されておらず、位置付けが曖昧なまま適用されていますが、この位置付けを明確にした上で、適用の基準を明確にし、法令化した上で適用するべき。	電波利用料は、料額そのものが電波法に規定されております。その料 額を改定するにあたっては、特性係数の適用方法等も含めた算定方針 を事前に公表し、パブリックコメントの募集も行っております。今後とも、 ご意見の趣旨を募集しつつ、料額算定にあたっての考え方等を明確化 してまいります。	ソフトパンクモバイル(株)

	ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料(a群)及 び無線局利用料(b群)の応分の負担をするべきである。ただし、特定の地域で利用するのであれ ば、地域係数など電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべき。	ホワイトスペースを活用する無線局については、基本方針案にあるとおり、狭小なエリアや閉空間等での利用が想定されており、概ね都道府 県規模以上の範囲を想定した地域係数の適用は困難と考えます。ご意 見は、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	ソフトバンクモバイル(株)
	現行のa群とb群の振り分け比率は、使途の比率(電波利用共益事務ごとの性格での配分)を反映 させているため、合理性があり存続させるべきと考える。その振り分け比率を変えるならば、より高 い合理性が求められる。 従って、「電波の経済的価値を一層反映させるため」の合理性が、現行の「使途の比率の反映」の 合理性を上回る論理的根拠を示すべき。	電波利用共益事務ごとの性格に基づいて、その費用をa群、b群に振り 分ける、という基本的な考え方を変更することは想定しておりません。 次期料銀の適用期間中の電波利用共益事務については、a群に振り分 けられる電波必接対的価値の向上につながる事務の費用がこれまで よりも多くなると見込んでいるものです。	中部日本放送(株)
	航空機に搭載される無線局について、経済的価値の勘案対象からの除外もしくは負担幅を最小限 にとどめる配慮をすべき。	総務省では、今後、基本方針を十分に踏まえ、新料額の具体的な検討 を行っていく予定です。その際に参考にさせていただきます。	定期航空協会
	現在の制度を引き続き維持することに賛同。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	NTT東日本(株)、NTT西日本(株)、(株)エヌ・ティ・ ティ・ドコモ、KDDI(株)、(社)情報通信ネットワーク産業 協会、スカパーJSAT(株)
(1)電波利用料の性格	世間の常識を外れたTVタレント出演料や、TV局職員の給与が高い携帯電話通信料で補てんされている現在の制度は改めるべき。	電波利用料は、無線局全体の受益となる事務にかかる負担を免許人 等全体で負担するための制度です。個別の免許人から免許人への補 てん等を目的とした制度ではないことをご理解頂ければと存じます。	日出ハイテック(株)
	免許の要否や周波数共用の有無、微収の容易度等にかかわらず、電波利用環境が整備されている受益に対する負担をすべき。	ご意見として承ります。総務省では、今後、基本方針を十分に踏まえ、 新料額の具体的な検討を行っていく予定です。その際に参考にさせて	KDDI(株)
	賦課対象を安易に拡大すべきではない。免許不要局は引き続き徴収の対象とすべきでない。	いただきます。	(社)電子情報技術産業協会、(社)情報通信ネット ワーク産業協会
	最低、最高の枠を持たせたオークション制度を採用すべき。		日出ハイテック(株)
	オークションは、経済力のある者が電波を得ることになりかねず、また、事業立ち上げに支障を来たし、真の意味で電波の有効利用につながるか疑問であり、行うべきでない。		個人
	高額入札による経営基盤悪化が懸念され、ICT国際競争力強化にも影響を及ぼす可能性があるため、オークションは導入すべきでない。		札幌テレビ放送(株)
	オークションを導入すれば、先行事業者の電波利用料も高騰する可能性が高く、それにより、国民 にとって放送の内容が貸しくなったり、負担が増大したりするのであれば、放送に電波を割り当てて いる目的から途脱する。また、語外国では事業を維持できなくなケースもある。落札事業者は、コ ストを利用者である国民に転嫁するため、国民の負担が増大することから反対。		朝日放送(株)
	一部の資本による情報の募占の可能性を孕み、必ずしも消費者メリットにつながるとは言えないこと、強い公共性や社会的役割などが求められている放送には市場原理優先のオークションはなじまないことから、放送へのオークション導入は行うべきでない。	オークションの導入について本格的な議論を行う際には、ご指摘の点も 参考とし、オークション導入の必要性・合理性を目的・効果に照らして検 証していきます。	(株)文化放送、(株)TBSテレビ、関西テルビ放送(株)、 (株)ニッポン放送、(株)TBSテジオ&コミュニケーションス
	非逼迫地域で使用する無線局は、電波の利用の程度が低いことから、オークションは適当でない。		NTT東日本(株)
	マイクロ無総方式などは、インフラ的利用であり、周波数共用が可能であることから、オークションにはそぐわない。		NTT西日本(株)
	衛星通信システムに用いる電波については国際的な調整結果により利用条件が変化する場合が あり、国が利用可能権益を長期間にわたり保証することは困難であることから、衛星通信システム へのオークション導入に反対。		スカパーJSAT(株)
	既存サービスについては、免許更新等の都度オークションを実施すれば、料金の大幅上昇やサー ビス中断の恐れがあり、オークションに馴染まない。 (なお、新規の周波数帯への導入について、過度な競争を招くことにより利用者への悪影響等を与 えかねないことを踏まえ、慎重に検討すべき。)		JSAT MOBILE Communication(株)、スカバー JSAT(株)
•			

		オークション導入の検討においては、慎重な(十分な、適切な)議論を要する。		(株)FM大阪、(株)FM東京、NTT西日本(株)、テレビ朝日(株)、UQ35ュニケージョンズ(株)、関西テレビ放送 (株)、(株)ニッポン放送
	(2)オークション	免許人に新たな負担を課し、また、入札額の高騰により利用者負担の増加、サービス高度化の遅 れ、安定した事業継続が困難になること等が懸念されることから、オークションの必要性・合理性に ついて幅広い議論が必要。		(株)エヌ・ティ・ティ・ト <sup>*</sup> コモ
	論を行っていきます。	化の遅れ、ユーザー負担の増加、周波数の市場取引を引き起こす懸念等があることから、幅広い	オークション導入の検討においては、ご指摘の点も参考とし、十分な議	(株)マルチメディア放送
4 その他			KDDI(株)	
		事業者間の公平な競争環境・新規参入が阻害されたり、地デジ移行後の空きスペースやホワイトスペース活用に伴う新サービス・新産業・雇用の創出を妨げられる懸念があり、慎重に検討すべき。		(社)情報通信ネットワーク産業協会
		オークションの議論については、導入の目的・必要性の明確化に加え、現行電波利用料との関係 や電波を利用する権利又は権限が財産権の対象となるか等を予め整理すべき。		イー・モハ・イル(株)
		オークションの導入に関する検討は、その審議過程を明らかにすべき。	オークションの導入の検討にあたっては、その審議の透明性を確保すべきと考えています。	(株)ニッポン放送
		オークションには慎重・反対の意見が多く、「オークション導入は十分検討に値するもの」との基本 方針案に反対(あるいは、唐突感を覚える等。)。	電波の公平かつ能率的な利用や免許手続きの透明性の確保の必要性がますます高まっていること、諸外国におけるオークションの導入状況等を誇まえれば、オークション導入について議論を避けることなく検討を行うことが必要であると考えています。	(株)FM太阪、(株)FM東京、テレビ朝日(株)、日本 テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)、(社)民間放 送連盟
		意見公募や公開ヒアリングでは、オークション導入について否定的な意見が多かったが、基本方針 案では「検討に施する」と肯定的に評価されている。多数意見と異なる方針を取りまとめるのであれ ば、その審議過程や理由を国民に対して説明し、理解を得ることが不可欠。		(株)TBSラジオ&3k3=ケーションズ、テレビ東京、(株)TBS テレビ、日本テレビ放送網(株)、中部日本放送(株)、 (社)民間放送通型
		オークションのように実施の都度金額が変動する仕組みは、電波利用料制度になじまないと考えられ、次期電波利用料の見直しを検討した結果である本基本方針に盛り込むことは適切ではない。	オークション制度と電波利用料制度とは密接に関係するものであり、次 期電波利用料の見直しに関する基本方針にオークション制度に関する 記述を盛り込むことに問題があるとは考えません。	イー・モハ・イル(株)

	次期電波利用料の見直しに関する基本方針の具体的展開について、意見を述べる機会があると 思うが、その具体的なスケジュールを明らかにすべき。	今後、可能な限り早い時期に情報提供させていただきます。	(社)電子情報技術産業協会
	広域専用電波の利用料については、年額を一括して納付することになっているが、月単位の納付も可能とすべき。	今回の意見募集の対象外と考えますが、電波利用料の運用に関する ご意見として承ります。	UQコミュニケーションズ (株)
		今後の料額の具体的な検討の進め方に対するご意見として参考にさせていただきます。	イー・モハ"イル(株)
(3)その他	国民全体の貴重な資産である電波の利用権を優先的に与えられる事業者に対しては、電波利用事業も含め当該事業者全体の社会的責任履行を義務付けるべきである。例えば下い事業自ちれて、報道の自由したう表義名かの下で「国走の知る権利を守る」という大目的をないがしるにし、報道、娯楽、教養すべてにおいてどのアル局と本の場合を持ちなったいった。 特に報道においては様々な見方、解釈があるが、事実の報道に微しておらず、パイアスのかったような金曲誘導コントが窓用されている。しま見刺でことたよりとしてはならず、無作為出出しておら立る金曲誘導コントが窓用されている。自主規制でことたよりとしてはらず、無作為出出して退ばれた国民代表による不当不偏番租監視委員会などでの諮問制度が必要である。又携帯電話事業者においては、イ)迷惑メール防止対策がメール事業収入とパッティングするがゆえに歯止め(通信料は全て発信者負担とすることと違度者への知明)がかからない。有効対策を放置している事業者へは免許を再交付しないこと。	今回の意見募集の対象外と考えますが、今後の情報通信行政の検討 に向けてのご意見として承ります。	日出ハイテック(株)
		地上デジタル放送への移行対策は、無線局全体の受益となることか ら、電波利用料財源で実施しているものです。	中京テレビ放送(株)